

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）
規制の名称： 特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：総務省 総合通信基盤局 電波政策課
評価実施時期：令和 4年 6月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時点では、飛躍的に拡大する5Gの利用ニーズに対応し、5Gを迅速かつ円滑に整備していくためには、事業者の創意工夫や既設の特定基地局との連携といった電波の有効利用をより一層図る取組が必要であった。そのため、電波の有効利用をより一層図る観点から、携帯電話等の周波数割当てに当たって必要となる特定基地局の開設計画の認定に係る審査項目に、事業者の創意工夫を審査する項目として、特定基地局で使用する周波数の電波の経済的価値について開設計画の申請者が自ら金銭的に評価した額である「特定基地局開設料」（認定を受けた場合には納付すべき額となる。）を追加するとともに、高度化（5G基地局と5G無線局との間の通信を確保するための機能を無線設備に付加）する既設基地局（以下「高度既設特定基地局」という。）と連携させる方法を採用する開設計画の認定を適切に行うために、既設の特定基地局との連携を審査する項目として高度既設特定基地局の配置等に関する事項を追加する等の措置（以下「本制度」という。）を講じた。

本制度に関して、事前評価後、現在に至るまで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時点では、利用ニーズが拡大することが見込まれる5Gを含む携帯電話等の周波数の割当てにおいて、事業者の創意工夫や既設の特定基地局との連携といった電波の有効利用をより一層図る取組を適切に審査することができない状況であった。そのような中、仮に本制度を導入しなかった場合、有限希少な電波が有効利用されず、5Gの迅速かつ円滑な整備を図ることが困難になる状況をベースラインとして想定していた。

事前評価後、令和2年3月から5Gの商用サービスが開始された。5Gの利用ニーズは引き続き拡大傾向であり、5G基地局数も増加している（※）。

※ 753局（令和元年度末）→21,098局（令和2年度末）

（総務省「携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果」（令和3年2月、令和4年5月））

よって、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響は生じておらず、事前評価時におけるベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

電波の有効利用をより一層図る観点からは、事業者の創意工夫や、既設の特定基地局との連携といった取組を適切に審査する必要があるところ、特定基地局開設料や高度既設特定基地局に関する事項を開設計画の認定制度の審査事項に追加することにより、これらを総務大臣が審査することができることとなった。

一方、上記②のとおり、事前評価後、本制度の必要性に大きな影響を与える社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められていない。

よって本制度は、電波の有効利用をより促進していくため、引き続き必要な制度であると考えられる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

[遵守費用]

本制度は、従来の特定基地局の開設計画の認定制度において、審査項目に2項目を追加するものであり、開設計画の作成に関して、追加された項目を記載するための新たな事務作業費用が発生すると考えられる。

当該費用を一律的に示すことは困難であるが、例えば追加された事項の記載のための事務に5人で14時間を要すると仮定すると、一者あたりの費用は、

$$5人 \times 14時間 \times 単価約 2,900円(※) = 約 203,000円/者$$

と推計される。

※ 約 2,900円 = (令和2年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与額(正規、年間) 4,957千円 ÷ (労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間(実労働時間数) 事業所規模30人以上) 1,685時間(令和2年)

なお、開設計画の作成は、その認定を受けようとする時にのみ生ずる作業であり、遵守費用は限定的であるといえる。

[事前評価時の推計との比較]

事前評価当時にも上記と同程度の遵守費用を想定していたため、事前評価時からのかい離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

[行政費用]

携帯電話等の特定基地局を開設計画を総務大臣に提出した場合、総務大臣は、特定基地局開設料の額及び高度既設特定基地局に関する項目の2項目を審査する費用が新たに発生している。当該費用を一律的に示すことは困難であるが、例えば審査のための事務に3人で24時間を要すると仮定すると、一審査あたりの費用は、

$$3人 \times 24時間 \times 単価約 1,400円(※) = 約 100,800円/審査$$

と推計される。

※ 令和3年国家公務員給与等実態調査より、行政職俸給表(一)2級職員の平均俸給額 228,395円より、1時間当たりの平均俸給額は 228,395[円/月] ÷ (8時間 × 5日 × 4週間) ≒ 1,400 [円/時間]と計算される。

なお、開設計画の認定審査は、その認定を行う時にのみ生ずる作業であり、審査の頻度は高くない。

上記の定量的な把握と、本制度の導入前においても11項目を審査していたことを踏まえると、発生した追加費用は限定的であるといえる。

[事前評価時の推計との比較]

事前評価当時にも上記と同程度の遵守費用を想定していたため、事前評価時からのかい離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

[効果]

事前評価後、令和3年4月の5G用周波数（1.7GHz帯（東名阪以外））及び令和4年5月の5G用周波数（2.3GHz帯）の割当てにおいて、特定基地局開設料の額に関する事項及び高度既設特定基地局の配置等に関する事項を周波数割当の審査項目として設定する等、本制度に基づいて周波数が割り当てられた。

特定基地局開設料（申請者が申し出る周波数の評価額）を審査項目として追加することにより、周波数の経済的価値を踏まえた総合的な審査が可能となった。認定を受けた事業者は申し出た金額を国庫に納入することになり、令和3年度には特定基地局開設料として約65億円の収入があった。当該収入は、電波を使用するネットワークの整備促進、当該ネットワークで流通する情報の活用による付加価値の創出及び社会的課題の解決の促進のために必要な施策に充てるものとされており、新サービス等の社会実装の促進が期待される。

また、高度既設特定基地局に関する事項も審査項目に追加されたことで、既設の特定基地局との連携といった取組を適切に審査することができるようになった。

現在、割当てを受けた者において基地局の開設に向けた準備が進められ、5Gの迅速かつ円滑な整備に向けた取組が行われている。

[事前評価時の推計との比較]

事前評価時からのかい離はない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

[便益]

特定基地局開設料については、開設計画に関する状況により変動するものであるが、令和3年度には約65億円の収入があった。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

特定基地局開設料は、1.7GHz 帯の周波数の割当てを受けた事業者によって令和3年度分が納付されたばかりであり、影響について評価することは困難である。なお、特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額については、電波を使用するネットワークの整備促進、当該ネットワークで流通する情報の活用による付加価値の創出及び社会的課題の解決の促進のために必要な施策に充てるものとされており、新サービス等の社会実装の促進が期待される。また、高度既設特定基地局と連携することにより5G基地局数(※1)が増加し、5Gサービスの契約数(※2)の増加が見込まれる。

※1 753局(令和元年度末)→21,098局(令和2年度末)

(総務省「携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果」(令和3年2月、令和4年5月))

※2 3,642万契約(令和3年度第3四半期)→4,502万契約(令和3年度第4四半期)

(総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」(令和3年度第4四半期(3月末)))

[事前評価時に意図していなかった負の影響]

意図していなかった負の影響については、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)」に対する意見募集(令和3年8月)においても寄せられておらず、特段確認されていない。

[事前評価時の推計との比較]

事前評価時からのかい離はない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

特定基地局開設料や高度既設特定基地局に関する事項が開設計画の認定制度の審査事項に追加され、事業者の創意工夫によって一層電波を有効利用する取組について総務大臣が審査することができることとなったほか、高度既設特定基地局と連携する形での5G基地局の整備について審査することができることとなった。

本制度により、新サービス等の社会実装の促進に加え、5Gのサービス提供エリアの拡大や、5Gサービスのユーザ数の増加といった便益が発生することとなる一方、遵守費用や行政費用は限定的である。

以上から、本制度による費用等は限定的であるが、一定の効果があると認められ、間接的影響も認められないため、本制度を継続することが妥当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電波法の一部を改正する法律

規制の名称：特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 電波政策課

評価実施時期：平成 31年 2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

今般、携帯電話等に導入される次世代の無線通信インフラ（第5世代移動通信システム。以下「5G」という。）は、超高速・超低遅延・多数同時接続といった特徴により、大量のIoT（Internet of Things の略。PC やスマートフォンに限らず、ロボット、工場等施設、家電、車等の様々なモノがインターネットに繋がること）端末を同時に運用することが可能となるため、その利用ニーズは都市部などを中心に飛躍的に拡大することが見込まれる。その利用ニーズに対応し、5Gを迅速かつ円滑に整備していくためには、事業者の創意工夫や既設の特定基地局との連携といった電波の有効利用をより一層図る取組が必要であるものの、現行の携帯電話等の基地局（以下「特定基地局」という。）の開設計画に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定制度では、そのような取組を適切に審査することができない。このため、現行制度の下、そのような取組を適切に審査することができないことにより、有限希少な電波が有効利用されず、5Gの迅速かつ円滑な整備を図ることが困難な状況をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

5Gの導入により携帯電話等の利用ニーズが飛躍的に拡大するため、5Gを迅速かつ円滑に整備する必要がある中で有限希少な電波が有効利用されず、事業者の創意工夫や既設の特定基地局との連携といった取組による5Gの迅速かつ円滑な整備が図られないことが課題であり、現行の5Gを含む携帯電話等の周波数割当てにおいて、そのような整備を図るための電波の有効利用をより一層図る取組が評価されないことがその発生原因である。

【規制の内容】

電波の経済的価値をより高く評価する者が、より電波を有効利用する者と考えられるため、電波の有効利用をより一層図る観点から、現行制度において、5Gを含む携帯電話等の周波数割当てに当たり、特定基地局の開設計画の認定が必要となるところ、その審査項目に事業者の創意工夫を審査する項目として、特定基地局で使用する周波数の電波の経済的価値について開設計画の申請者が自ら金銭的に評価した額である「特定基地局開設料」（認定を受けた場合には納付すべき額となる。）と、高度化（5G基地局と5G無線局との間の通信を確保するための機能を無線設備に付加）する既設基地局（以下「高度既設特定基地局」という。）と連携させる方法を採用する開設計画の認定を適切に行うために、既設の特定基地局との連携を審査する項目として高度既設特定基地局の配置等に関する事項とを追加する等の措置（以下「本件規制」という。）を新たに講ずる必要がある。

なお、電波有効利用成長戦略懇談会報告書（平成30年8月最終取りまとめ・公表）において、電気通信業務用の移動通信システムを始めとして、一定程度のエリアにおいて、同一の無線システムの中では一の者が専用する周波数であり、新たな周波数が割り当てられる場合であって、競争的な申請が見込まれるものを対象として、その経済的価値を踏まえた割当てを可能とするための制度化を行うべきとされ、また認定期間が終了した周波数帯についても、無線局免許単位だけでなく、周波数帯ごとの利用状況や利用計画を明らかにして、移動通信事業者による有効利用に向けた取組を確保する仕組みが必要である旨が示されている。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

本件規制の導入は、現行の特定基地局の開設計画の認定制度の審査項目に2項目を追加するも

のであり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考える。

(行政費用について)

本件規制導入後、携帯電話等の特定基地局を開設しようとする者が開設計画を総務大臣に提出した場合、総務大臣は特定基地局開設料の額及び高度既設特定基地局に関する事項の2事項を審査・評価する費用が新たに発生するが、現行制度においても総務大臣は11事項の審査をしており、追加費用は限定的である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和するものでないため、該当せず)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

特定基地局開設料や高度既設特定基地局に関する事項が開設計画の認定制度の審査事項に追加された場合には、収益をあげる観点から、事業者が創意工夫をしてより一層電波を有効利用する取組を総務大臣が審査することができるようになるほか、高度既設特定基地局と連携する形での5G基地局の整備について審査することができるようになる。これらによって、有限希少な電波を有効利用することで、事業者の創意工夫による取組や既設の特定基地局との連携によるシームレスなサービス展開を可能とする取組を通じて5Gの迅速かつ円滑な整備を図ることが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものでないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特定基地局開設料として納付された額は新規性の高いモバイル技術のイノベーション創出、データを最大限活用した社会的課題解決、国際競争力強化のための研究開発・人材育成等の施策に充当されることとなるため新サービス等の社会実装が促進される。また、高度既設特定基地局と連携することにより5Gのサービス提供エリアが拡大し、5Gサービスのユーザ数の増加が見込まれる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上述のとおり、新たに発生する追加的な遵守費用及び行政費用は限定的であると考えられる一方で、本件規制が導入された場合には、有限希少な電波の有効利用が図られ、5Gの迅速かつ円滑な整備が図られることとなる。

以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることが見込まれており、本件規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

開設計画に関する報告において特定基地局開設料の額や高度既設特定基地局に関する事項の報告を行わせることも考えられるが、開設計画の認定時に総務大臣が審査することはできないこと、定期的な報告を行わせることでその都度遵守費用が発生することから、本件規制と比較して、得られる便益は減少する一方、費用は増大することになるため、この代替案を採ることは適切ではない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

電波有効利用成長戦略懇談会報告書（平成 30 年 8 月最終取りまとめ・公表）を踏まえ、今回の改正を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年以内に、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本件規制導入後に認定を受けた開設計画に係る特定基地局の開設状況を確認する。